

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
新旧対照条文（抄）

◎ 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）（抄）（第九条関係）【令和四年五月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 企業年金連合会（第六十五条の二―第六十五条の二十三）</p> <p>第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（規約型企業年金の規約で定めるその他の事項）</p> <p>第二条 法第四条第九号の政令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 法第八十一条の二第二項、第八十二条の六第一項又は第九十条の二十七第二項の規定に基づき、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）が脱退一時金相当額（法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは積立金（法第五十九条に規定する積立金をいう。以下同じ。）、個人別管理資産額（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。以下この号において同じ。）又は中小企業退職金共</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 企業年金連合会（第六十五条の二―第六十五条の二十二）</p> <p>第十章 雑則（第六十六条―第七十二条）</p> <p>附則</p> <p>（規約型企業年金の規約で定めるその他の事項）</p> <p>第二条 法第四条第九号の政令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 法第八十一条の二第二項、第八十二条の五第一項又は第九十条の二十六第二項の規定に基づき、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）が脱退一時金相当額（法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは積立金（法第五十九条に規定する積立金をいう。以下同じ。）、個人別管理資産額（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。以下この号において同じ。）又は中小企業退職金共</p>

濟法（昭和三十四年法律第六十号）第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換又は引渡しを受けられる場合にあつては、当該脱退一時金相当額若しくは積立金、個人別管理資産額又は同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換又は引渡しに関する事項

五・六（略）

（独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換の基準）
第五十四条の八 法第八十二条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第八十二条の五第一項の規定による移換の申出は、同項に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日（天災その他その日までの間に申し出なかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日）までの間に限って行うことができるものであること。

二・三（略）

濟法（昭和三十四年法律第六十号）第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換又は引渡しを受けられる場合にあつては、当該脱退一時金相当額若しくは積立金、個人別管理資産額又は同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換又は引渡しに関する事項

五・六（略）

（独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換の基準）
第五十四条の八 法第八十二条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第八十二条の四第一項の規定による移換の申出は、同項に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日（天災その他その日までの間に申し出なかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日）までの間に限って行うことができるものであること。

二 中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による資産の移換に同意した者（次号において「同意移換者」という。）に係る移換されるべき額として厚生労働省令で定める基準により算定した額の合計額（同号において「中小企業退職金共済対象移換相当額」という。）を移換するものであること。

三 積立金（法第八十三条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、法第八十九条第六項に規定する残余財産）のうち当該移換に係る分として厚生労働省令で定める方法により

(確定拠出年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構からの資産の移換の基準)

第五十四条の九 法第八十二条の六第一項の政令で定める基準は、同項の移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者に係る加入者期間に算入するものであることとする。

(創立総会の会議録)

第六十五条の五 (略)

2・3 (略)

4 連合会が年金又は一時金の支給をするものとされている中途脱退者、終了制度加入者等及び企業型年金加入者であった者(法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であった者をいう。第六十五条の二十において同じ。)は、連合会に対し、第一項の会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、連合会は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(老齢給付金等の額の基準)

第六十五条の十四 法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十三第一項の規定により連合会が支給

算定した額が同意移換者に係る中小企業退職金共済対象移換相当額を下回るときは、法第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該移換に係る事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならないものであること。

(確定拠出年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構からの資産の移換の基準)

第五十四条の九 法第八十二条の五第一項の政令で定める基準は、同項の移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者に係る加入者期間に算入するものであることとする。

(創立総会の会議録)

第六十五条の五 創立総会の会議については、会議録を作成し、出席した設立同意者の氏名並びに議事の経過の要領及びその結果を記載しなければならない。

2・3 (略)

4 連合会が年金又は一時金の支給をするものとされている中途脱退者及び終了制度加入者等は、連合会に対し、第一項の会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、連合会は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(老齢給付金等の額の基準)

第六十五条の十四 法第九十一条の十九第三項及び第九十一条の二十第三項の規定により連合会が支給する老齢給付金及び遺族給付

する老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の第二十三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の第二十三項の規定により連合会が支給する遺族給付金の額は、法第九十一条の第十九第三項、第九十一条の第二十三項、第九十一条の第二十三項、第九十一条の第二十三項及び第九十一条の第二十三項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。

(連合会が支給する遺族給付金等に関する読替え)
第六十五条の十五 (略)

2 法第九十一条の二十五の規定により法第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第四十七条、第五十四条、第五十九条、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十六条並びに第七十二条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四条第一項 ただし書	老齢給付金、脱退 一時金及び遺族給 付金	第九十一条の十九第 三項、第九十一条の 二十第三項及び第九 十一条の第二十三第 一項の老齢給付金並び に第九十一条の十九 第三項、第九十一条
------------------	----------------------------	--

金、法第九十一条の第二十三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の第二十三項の規定により連合会が支給する遺族給付金の額は、法第九十一条の第十九第三項、第九十一条の第二十三項、第九十一条の第二十三項及び第九十一条の第二十三項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。

(連合会が支給する遺族給付金等に関する読替え)
第六十五条の十五 法第九十一条の第二十四項の規定により法第五十四条の規定を準用する場合には、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「第九十一条の第二十二第一項に規定する終了制度加入者等」と読み替えるものとする。

2 法第九十一条の二十四の規定により法第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第四十七条、第五十四条、第五十九条、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十六条並びに第七十二条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四条第一項 ただし書	老齢給付金、脱退 一時金及び遺族給 付金	第九十一条の十九第 三項及び第九十一条 の二十第三項の老齢 給付金並びに第九十 一条の十九第三項、 第九十一条の第二十 三項、第九十一条の
------------------	----------------------------	---

第四十七条	第三十七条第二項	(略)	第三十六条第一項	
遺族給付金は	前条第一項	(略)	加入者又は加入者であつた者	
第九十一条の十九第三項、第九十一条の	第九十一条の二十五において準用する前条第一項	(略)	中途脱退者(第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。)	の二十第三項、第九十一条の二十一第三項、第九十一条の二十二第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金
第九十一条の十九第三項、第九十一条の			、第九十一条の二十第一項に規定する終了制度加入者等又は企業型年金加入者であつた者(第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者をいう。以下同じ。)	

第四十七条	第三十七条第二項	第三十七条第一項	第三十六条第一項	
遺族給付金は	前条第一項	事業主等	加入者又は加入者であつた者	
第九十一条の十九第三項、第九十一条の	第九十一条の二十四において準用する前条第一項	第九十一条の二の企業年金連合会(以下「連合会」という。)	中途脱退者(第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。)	二十一第三項及び第九十一条の二十二第三項の遺族給付金
第九十一条の十九第三項、第九十一条の			又は第九十一条の二十第一項に規定する終了制度加入者等	

	第五十四条		(略) 第六十条第一項
加入者又は当該確定給付企業年金の老齢給付金の支給を受けている者	加入者又は加入者であった者	(略)	加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）
二十第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金は	中途脱退者、第九十一条の二十一第一項若しくは第九十一条の二十一第一項に規定する終了制度加入者等又は企業型年金加入者であった者	(略)	中途脱退者、第九十一条の二十一第一項、第九十一条の二十一第一項及び第九十一条の二十二第一項に規定する終了制度加入者等並びに企業型年金加入者であった

	第五十四条	第五十九条 第六十条第一項	
加入者又は当該確定給付企業年金の老齢給付金の支給を受けている者	加入者又は加入者であった者	事業主等	加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）
二十第三項及び第九十一条の二十一第三項の遺族給付金は	中途脱退者又は第九十一条の二十一第一項若しくは第九十一条の二十一第一項に規定する終了制度加入者等	連合会	中途脱退者並びに第九十一条の二十一第一項、第九十一条の二十一第一項及び第九十一条の二十二第一項に規定する終了制度加入者等

第六十一条		第六十条第二項		
(略)	前条第二項	(略)	掛金収入の	(略)
(略)	第九十一条の二十五において準用する前条第二項	(略)	連合会がこの法律の規定に基づき確定給付企業年金の資産管理運用機関等から移換を受ける額及び連合会が確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関(同法第二条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。)から移換を受ける	者 (略)

第六十一条		第六十条第二項		
(略)	前条第二項	事業主等	掛金収入の	額及び第三項に規定する最低積立基準額
(以下「最低積立基準額」という。)	第九十一条の二十四において準用する前条第二項	連合会	連合会がこの法律の規定に基づき確定給付企業年金の資産管理運用機関等から移換を受ける	額

(略)	(略)	第七十二条	(略)
(略)	(略)	基金資産運用契約の	第九十一条の二十五において準用する第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約の
(略)	(略)	(略)	(略)

(準用規定)

第六十五条の十六 第八条(第四号を除く。)、第九条及び第十条の規定は連合会の公告について、第十二条から第十八条までの規定は評議員会について、第二十条の規定は連合会が給付の支給に関する義務を負っている者に関する原簿について、第二十五条及び第二十六条の規定は連合会が支給する給付について、第二十九条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十三条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三十九条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第九十一条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第九十一条の二十三第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金について、第三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第九十一条の二十三第三項、第九十一条の二十一第三項、第九十一条の二十二第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金並びに法第九十一条の

第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項	基金	第七十二条	基金が	連合会が
基金が	基金資産運用契約の	基金が	第九十一条の二十四において準用する第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約の	連合会が
基金の	基金資産運用契約を	基金の	これらの契約を	連合会の

(準用規定)

第六十五条の十六 第八条(第四号を除く。)、第九条及び第十条の規定は連合会の公告について、第十二条から第十八条までの規定は評議員会について、第二十条の規定は連合会が給付の支給に関する義務を負っている者に関する原簿について、第二十五条及び第二十六条の規定は連合会が支給する給付について、第二十九条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十三条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三十九条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第九十一条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第九十一条の二十三第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金について、第三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第九十一条の二十三第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金並びに法第九十一条の二十一第三項の障害給付金について、第四十条から第四十

二十一第三項の障害給付金について、第四十条から第四十八条まで（第四十五条第三項及び第四項並びに第四十六条の二を除く。）の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第五十八条（第三号及び第五号を除く。）から第六十一条まで、第六十三条及び第六十四条の規定は連合会の解散及び清算について、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規定は連合会の財務及び会計について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第二十五条	第三十三条	第九十一条の二十五 において準用する法 第三十三条
第二十六条第一項	第四十八条各号	第九十一条の二十五 において準用する法 第四十八条各号
第二十九条	第三十八条第二項	第九十一条の二十五 において準用する法 第三十八条第二項
第二十九条第三号	第三十条第一項	第九十一条の二十四 第一項
第三十三条	第四十七条	第九十一条の二十五 において準用する法

八条まで（第四十五条第三項及び第四項並びに第四十六条の二を除く。）の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第五十八条（第三号及び第五号を除く。）から第六十一条まで、第六十三条及び第六十四条の規定は連合会の解散及び清算について、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第三項	法第十六条第一項 に規定する厚生労働省令で定める	第六十五条の六各号 に掲げる
第十八条第四項及び 第二十條第二項	加入者等	連合会が給付の支給 に関する義務を負つ ている者
第二十五条	第三十三条	第九十一条の二十四 において準用する法 第三十三条
第二十六条第一項	第四十八条各号	第九十一条の二十四 において準用する法 第四十八条各号
第二十九条	第三十八条第二項	第九十一条の二十四 において準用する法 第三十八条第二項
第二十九条第三号	第三十条第一項	第九十一条の二十三 第一項
第三十三条	第四十七条	第九十一条の二十四 において準用する法

第三十三條第一号	第三十六條第二項に規定する老齡給付金支給開始要件（以下「老齡給付金支給開始要件」という。）	第四十七條
第三十三條第二号	第三十七條第一項	第九十一條の二十五において準用する法第三十七條第一項
第三十四條	第五十四條	第九十一條の二十二、第四項及び第九十一條の二十五において準用する法第五十四條
第四十條第一項	第六十六條第一項	第九十一條の二十五において準用する法第六十六條第一項
第四十條第二項	(略)	(略)
第四十一條	第六十六條第二項	第九十一條の二十五において準用する法第六十六條第二項
第四十二條	(略)	(略)

第三十三條第一号	第三十六條第二項に規定する老齡給付金支給開始要件（以下「老齡給付金支給開始要件」という。）	第四十七條
第三十三條第二号	第三十七條第一項	第九十一條の二十四において準用する法第三十七條第一項
第三十四條	第五十四條	第九十一條の二十二、第四項及び第九十一條の二十四において準用する法第五十四條
第四十條第一項	第六十六條第一項	第九十一條の二十四において準用する法第六十六條第一項
第四十條第二項	基金	連合会
第四十一條	第六十六條第二項	連合会
第四十二條	基金	連合会

(略)	(略)		第四十五条第六項	(略)		第四十三条及び第四十四条		第六十六条第四項	第九十一条の二十五において準用する法第六十六条第四項
(略)	(略)		第六十五条第一項及び第二項並びに(略)	(略)	(略)		第六十六条第四項	第九十一条の二十五において準用する法第六十六条第四項	第九十一条の二十五において準用する法第六十六条第四項
(略)	(略)		第九十一条の二十五において準用する(略)	(略)	(略)		第九十一条の二十五において準用する法第六十六条第四項	第九十一条の二十五において準用する法第六十六条第四項	第九十一条の二十五において準用する法第六十六条第四項

第四十六条第二項	第四十六条第一項		第四十五条第六項	第四十五条第五項		第四十三条及び第四十四条	第四十五条第一項	第六十六条第四項	第九十一条の二十四
基金	事業主等生命保険	生命保険	第六十五条第一項及び第二項並びに法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であつて、第三十八条第一項第二号に該当するもの及び	前三項	事業主及び基金	省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。以下この条において同じ。)及び基金	事業主(厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。以下この条において同じ。)及び基金	第二十二條第三項	第九十一条の十三第三項
連合会	連合会	連合会	第九十一条の二十四において準用する生命保険	第二項	連合会	連合会	連合会	第九十一条の十三第三項	第九十一条の二十四において準用する法第六十六条第四項

第四十七条		(略)	(略)
(略)	(略)	資産管理運用契約 又は基金資産運用 契約	法第九十一条の二十 五において準用する 法第六十六条第一項 、第二項、第四項及 び第五項に規定する 契約
(略)	(略)	(略)	(略)

(企業型年金加入者であった者への連合会の説明義務)
第六十五条の二十 連合会は、企業型年金加入者であった者の求め

があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該企業
型年金加入者であつた者に係る連合会の給付に関する事項その他
個人別管理資産の移換に関して必要な事項について、当該企業型
年金加入者であつた者に説明しなければならない。

第四十七条		事業主等	連合会
第五十八条第六号	年月日(法第八十 一条第三項の規定 に基づき解散の認 可があつたものと みなされたときは 、当該認可があつ たものとみなされ た年月日)	資産管理運用契約 又は基金資産運用 契約	法第九十一条の二十 四において準用する 法第六十六条第一項 、第二項、第四項及 び第五項に規定する 契約
第六十四条	第五十八条		第五十八条(第三号 及び第五号を除く。
第六十八条	加入者等の福利及 び厚生に関する事 業を行う基金は		法第九十一条の十八 第五項に規定する事 業を行う場合には

(新設)

(積立金の移換の申出)

第六十五条の二十一 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。次条において同じ。)が確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 前項の規定は、法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出について準用する。この場合において、前項中「第九十一条の二十七第一項」とあるのは「第九十一条の二十八第一項」と、「同項」とあるのは「法第九十一条の二十七第一項」と、「確定給付企業年金の加入者」とあるのは「企業型年金加入者(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。) 又は個人型年金加入者(確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。) 」と読み替えるものとする。

3 (略)

(積立金を移換する場合における加入者期間等の取扱い)

第六十五条の二十二 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、法第九十一条の二十七第一項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、中途脱退者等に係る法第九十一条の十九第二項の規定により連合会に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間、法第九十一条の二十第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間又は確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となった期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に

(積立金の移換の申出)

第六十五条の二十一 法第九十一条の二十六第一項の規定による積立金の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。次条において同じ。)が確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 前項の規定は、法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出について準用する。この場合において、前項中「第九十一条の二十六第一項」とあるのは「第九十一条の二十七第一項」と、「同項」とあるのは「法第九十一条の二十六第一項」と、「確定給付企業年金の加入者」とあるのは「企業型年金加入者(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。) 又は個人型年金加入者(確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。) 」と読み替えるものとする。

3 第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の申出について準用する。

(積立金を移換する場合における加入者期間等の取扱い)

第六十五条の二十一 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、法第九十一条の二十六第一項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、中途脱退者等に係る法第九十一条の十九第二項の規定により連合会に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は法第九十一条の二十第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に

働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第六十五条の二十三 (略)

第十章 (略)

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第六十五条の二十二 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者が当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に関する事項その他積立金の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

第十章 (略)

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>目次 第一章（略） 第二章 企業型年金（第一条―第二十六条の三） 第三章～第六章（略） 附則</p> <p>（削る）</p> <p>（事業主への返還に係る事業主掛金） 第二条 法第三条第三項第十号の政令で定める事業主掛金に相当す</p>	<p>目次 第一章（略） 第二章 企業型年金（第一条の二―第二十六条の二） 第三章～第六章（略） 附則</p> <p>（企業型年金を実施しようとする場合において同意を得るべき者） 第一条の二 法第三条第一項の政令で定める者は、当該厚生年金適用事業所において実施されている確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）<u>、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の規定による退職金共済（以下単に「退職金共済」という。）又は退職手当制度であつて法第五十条第一項の規定により資産管理機関が当該確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることとなるものが適用されている者（六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度が適用されている期間がある者に限る。）とする。</u></p> <p>（事業主への返還に係る事業主掛金） 第二条 法第三条第三項第十号の政令で定める事業主掛金に相当す</p>

る部分は、当該企業型年金を実施する同項第一号に規定する事業主（附則第二条第四項を除き、以下単に「事業主」という。）が拠出した事業主掛金の額（次の各号に掲げる者に係る事業主掛金の額を除く。）とする。ただし、当該事業主に資産を返還する日における個人別管理資産額（当該各号に掲げる者に係る個人別管理資産額を除き、法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付した者又は法第五十四条第一項、第五十四条の二第一項若しくは第八十条第一項から第三項までの規定により資産が移換された者にあつては、当該個人別管理資産額のうち当該事業主掛金を原資とする部分の額に限る。）がこの項本文に規定する事業主掛金の額より少ないときは、当該個人別管理資産額とする。

一（略）

二 法第十一条第一号、第三号、第四号（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十四条第五号に該当することにより第一号等厚生年金被保険者でなくなった場合に限る。）、第五号（法第四条第三項に規定する企業型年金規約（以下単に「企業型年金規約」という。）の変更に係る場合その他厚生労働省令で定める場合に限る。）又は第六号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者

（企業型年金に係る規約に定めるその他の事項）

第三条 法第三条第三項第十二号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七（略）

八 法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する

る部分は、当該企業型年金を実施する同項第一号に規定する事業主（附則第二条第四項を除き、以下単に「事業主」という。）が拠出した事業主掛金の額（次の各号に掲げる者に係る事業主掛金の額を除く。）とする。ただし、当該事業主に資産を返還する日における個人別管理資産額（当該各号に掲げる者に係る個人別管理資産額を除き、法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付した者又は法第五十四条第一項、第五十四条の二第一項若しくは第八十条第一項から第三項までの規定により資産が移換された者にあつては、当該個人別管理資産額のうち当該事業主掛金を原資とする部分の額に限る。）がこの項本文に規定する事業主掛金の額より少ないときは、当該個人別管理資産額とする。

一（略）

二 法第十一条第一号、第三号、第五号（法第四条第三項に規定する企業型年金規約（以下単に「企業型年金規約」という。）の変更に係る場合に限る。）又は第六号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者

（企業型年金に係る規約に定めるその他の事項）

第三条 法第三条第三項第十二号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七（略）

八 法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により個人別管理資産を移換す

金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と協議し、企業型運用関連運営管理機関等は、その協議の結果を尊重することとされていること。

九十三 (略)

(削る)

(拠出限度額)
第十一条 法第二十条の政令で定める額は、企業型年金加入者期間(他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。次条第一項において同じ。)の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

一 企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金の企業型年金加入者(次号において「個人型年金同時加入制限者」という。)であって、次に掲げる者(以下この条及び第三十六条第

きは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と協議し、企業型運用関連運営管理機関等は、その協議の結果を尊重することとされていること。

九十三 (略)

(企業型年金加入者となる者)

第九条の二 法第九条第一項ただし書の政令で定める者は、当該実施事業所において実施され、又は実施されていた確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者(六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度が適用されていた期間がある者に限り、六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者を除く。)とする。

(拠出限度額)

第十一条 法第二十条の政令で定める額は、企業型年金加入者期間(他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。次条第一項において同じ。)の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

一 企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金の企業型年金加入者(次号において「個人型年金同時加入制限者」という。)であって、次に掲げる者(以下この条及び第三十六条第

四号において「他制度加入者」という。）以外のもの 五万五千円

イ・ロ (略)

ハ 事業主が実施している確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の加入者（確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第五十四条の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。）

二〇四 (略)

(通算加入者等期間の計算)

第十八条 (略)

2 法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中

四号において「他制度加入者」という。）以外のもの 五万五千円

イ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（事業主が同法第十四条第一項に規定する学校法人等である場合に限る。）

ロ 事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員（石炭鉱業年金基金が同法第十八条第一項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。）

ハ 事業主が実施している確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第五十四条の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。）

二 個人型年金同時加入制限者であつて、他制度加入者であるもの 二万七千五百円

三 個人型年金同時加入可能者（企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めている企業型年金の企業型年金加入者をいう。以下同じ。）であつて、他制度加入者以外のもの 三万五千円

四 個人型年金同時加入可能者であつて、他制度加入者であるもの 一万五千五百円

(通算加入者等期間の計算)

第十八条 (略)

2 法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条

小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により企業型年金の個人別管理資産を移換した場合には、当該個人別管理資産の移換の日の翌日が属する月の前月までの期間のうち当該個人別管理資産に係る次の各号に掲げる期間は、法第三十三条第一項の通算加入者等期間の算定の基礎としな~~い~~ものとする。

一〜五 (略)

(事業主の委託を受けて企業年金連合会の業務が行われる場合における確定給付企業年金法等の適用)

第二十條の二 法第四十八條の三の規定により企業年金連合会(確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。)の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第九十一条の八第一項第十二号中「業務」とあるのは、「業務(確定拠出年金法の規定により連合会が行う業務を含む)。

の三第一項の規定により企業型年金の個人別管理資産を移換した場合には、当該個人別管理資産の移換の日の翌日が属する月の前月までの期間のうち当該個人別管理資産に係る次の各号に掲げる期間は、法第三十三条第一項の通算加入者等期間の算定の基礎としな~~い~~ものとする。

- 一 企業型年金の企業型年金加入者期間(企業型年金の企業型年金規約に基づいて納付した事業主掛金又は企業型年金加入者掛金に係る企業型年金加入者期間に限る。)
- 二 個人型年金の個人型年金加入者期間(法第三十三条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間をいう。以下同じ。)(個人型年金の個人型年金規約(法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約をいう。以下同じ。)に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。)
- 三 法第五十四条第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間
- 四 法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間
- 五 法第七十四条の二第二項の規定により法第七十三条において準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間

(事業主の委託を受けて企業年金連合会の業務が行われる場合における確定給付企業年金法等の適用)

第二十條の二 法第四十八條の三の規定により企業年金連合会(確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。次項及び第二十六條において同じ。)の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第九十一条の八第一項第十二号中「業務」とあるのは、「業務(確定拠出年金法の規定により連

以下同じ。」とする。

2 (略)

(他の制度の資産の移換の基準)

第二十二条 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、次に掲げる資産について行うものとする。

一 (略)

二 (略)

三 当該実施事業所の事業主の実施に係る退職金共済契約（中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約をいう。次号において同じ。）が解除された場合における同法第十条第一項に規定する解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額であつて、独立行政法人勤労者退職金共済機構（次号において「機構」という。）が同法第十七条第一項後段の規定により当該資産管理機関に移換するもの

四・五 (略)

2 (略)

(脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

合会が行う業務を含む。以下同じ。」とする。

2 (略)

(他の制度の資産の移換の基準)

第二十二条 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、次に掲げる資産について行うものとする。

一 (略)

二 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金が終了した場合における当該確定給付企業年金の残余財産であつて、当該確定給付企業年金の事業主等が確定給付企業年金法第十二条の二第六項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であつた者が本人負担分の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）

三 当該実施事業所の事業主の実施に係る退職金共済契約（中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約をいう。次号において同じ。）が解除された場合における同法第十条第一項に規定する解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額であつて、独立行政法人勤労者退職金共済機構（次号及び第二十六条の二第二項において「機構」という。）が同法第十七条第一項後段の規定により当該資産管理機関に移換するもの

四・五 (略)

2 (略)

(脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第二十五条 (略)

2 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定による個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に説明しなければならぬ。

(移換の申出があつた旨の通知)

第二十六条の二 法第五十四条の五第一項の規定により個人別管理資産の移換の申出を受けた企業型年金の資産管理機関は、当該個人別管理資産の企業年金連合会への移換の申出があつた旨を、企業年金連合会へ通知しなければならない。

(退職金共済契約の被共済者となつた者の個人別管理資産の移換の申出)

第二十六条の三 事業主は、法第五十四条の六の規定による移換の申出を同条に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日までの間に行うことができる。ただし、事業主が当該移換の申出を同日までの間に行うことが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該移換の申出の期限の日

第二十五条 事業主は、その実施する企業型年金の加入者の資格を

取得した者が、当該企業型年金の資産管理機関へ脱退一時金相当額等を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該脱退一時金相当額等の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額等の移換に必要事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

2 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定による個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に説明しなければならない。

(新設)

(退職金共済契約の被共済者となつた者の個人別管理資産の移換の申出)

第二十六条の二 事業主は、法第五十四条の五の規定による移換の申出を同条に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日までの間に行うことができる。ただし、事業主が当該移換の申出を同日までの間に行うことが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該移換の申出の期限の日

については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。

(個人型年金に係る規約に定めるその他の事項)

第二十七条 法第五十五条第二項第八号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 法第七十四条の二第一項の規定により脱退一時金相当額等又は残余財産(同項に規定する残余財産をいう。以下同じ。)の移換を受ける場合にあつては、脱退一時金相当額等又は残余財産の移換に関する事項
八～十 (略)

(政令で定める年金である給付)

第三十四条の二 法第六十二条第二項第二号の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第

三項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金

二 厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金

(中小事業主掛金の拠出の方法)

第三十五条の二 (略)

については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。

(個人型年金に係る規約に定めるその他の事項)

第二十七条 法第五十五条第二項第八号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 法第七十四条の二第一項の規定により脱退一時金相当額等の移換を受ける場合にあつては、脱退一時金相当額等の移換に関する事項
八～十 (略)

(新設)

(中小事業主掛金の拠出の方法)

第三十五条の二 中小事業主掛金の拠出は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型年金加入者掛金の拠出に応じて、個人型掛金拠出単位期間を単位として拠出することとする。ただし、個人型年金規約で定めるところにより、前条ただし

2 中小事業主は、中小事業主掛金の額を決定し、若しくは変更する場合又は中小事業主掛金を拠出しないこととする場合は、その使用する厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（法第六十二条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

（拠出限度額）

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

- 一 法第六十九条に規定する第一号加入者及び第四号加入者 六万八千円（国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあつては、六万八千円から当該保険料又は掛金の額（その額が六万八千円を上回るときは、六万八千円）を控除した額）（国民年金保険料納付月以外の月にあつては、零円）

二（五）（略）

書の規定による個人型年金加入者掛金の拠出に応じて、同条ただし書の規定により区分した期間ごとに拠出することができる。

2 中小事業主は、中小事業主掛金の額を決定し、若しくは変更する場合又は中小事業主掛金を拠出しないこととする場合は、その使用する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

（拠出限度額）

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

- 一 法第六十九条に規定する第一号加入者 六万八千円（国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあつては、六万八千円から当該保険料又は掛金の額（その額が六万八千円を上回るときは、六万八千円）を控除した額）（国民年金保険料納付月以外の月にあつては、零円）

二 法第六十九条に規定する第二号加入者（次号及び第四号において「第二号加入者」という。）であつて、次号及び第四号に掲げる者以外のもの 二万三千円

三 第二号加入者であつて、個人型年金同時加入可能者であるもの（次号に掲げる者を除く。） 二万円

四 第二号加入者であつて、他制度加入者であるもの又は厚生年

(企業型年金に係る運用、給付及び行為準則に関する規定の技術的読替え)

第三十七条 法第七十三条の規定により法第二章第四節及び第五節並びに第四十三条第一項から第三項まで及び第四十八条の二(同条に規定する資料提供等業務に係る部分に限る。)の規定を準用する場合においては、法第七十三条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第三十三条第一項	(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者又は他の企業型年金の企業型年金加入者を除く)	又は個人型年金加入者であった者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る)	(略)
第三十三条第一項ただし書	、企業型記録関連運営管理機関等 あった者	、個人型記録関連運営管理機関 あった者又は個人型年金加入者であった者	(略)
	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関	

金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者であるもの 一万二千元
五 法第六十九条に規定する第三号加入者 二万三千元

(企業型年金に係る運用、給付及び行為準則に関する規定の技術的読替え)

第三十七条 法第七十三条の規定により法第二章第四節及び第五節並びに第四十三条第一項から第三項まで及び第四十八条の二(同条に規定する資料提供等業務に係る部分に限る。)の規定を準用する場合においては、法第七十三条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第三十三条第一項	あった者	あった者又は個人型年金加入者であった者	(略)
(新設)	企業型記録関連運営管理機関等 (新設)	個人型記録関連運営管理機関 (新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)	(略)	(略)
第三十四条	又は企業型年金加入者	(略)
	当該企業型年金	であった者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者
	企業型記録関連運営管理機関等	個人型年金
(略)	(略)	個人型記録関連運営管理機関

(企業型年金に係る運用、給付及び移換に関する規定の準用)

第三十八条 第十二条から第十五条の二まで、第十六条第一項及び第十七条の規定は個人型年金の給付に充てるべき積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、第十八条及び第十九条の規定は個人型年金の給付について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二項	第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項	第七十四条の四第二項

2 第二十四条第一項及び第二十六条の規定は法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等又は残余財産の移換を受ける場合について、第二十五条第一項の規定は法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を

第二十三条第三項 企業型記録関連運営管理機関等

第三十四条 あつた者

個人型記録関連運営管理機関

個人型記録関連運営管理機関

(略)	(略)	(略)
第三十三条第三項	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関
第三十四条	あつた者	あつた者又は個人型年金加入者であつた者
	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関
(略)	(略)	(略)

(企業型年金に係る運用、給付及び移換に関する規定の準用)

第三十八条 第十二条から第十五条の二まで、第十六条第一項及び第十七条の規定は個人型年金の給付に充てるべき積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、第十八条及び第十九条の規定は個人型年金の給付について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二項	第五十四条の四第二項若しくは中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項	第七十四条の四第二項

2 第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二十六条の規定は

法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

受ける場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条	第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項 資産管理機関 脱退一時金相当額等	第七十四条の二第一項 連合会	脱退一時金相当額等又は残余財産（同項に規定する残余財産をいう。）	当該企業型年金に係る企業型記録関連運営管理機関（法第十六条第一項に規定する企業型記録関連運営管理機関をいい、企業年金基金にあっては、移換対象者に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。）	法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関	(略)	(略)	(略)	(略)
						(略)	(略)	(略)	(略)

れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条各号列記以外の部分	第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項 資産管理機関	第七十四条の二第一項 連合会	法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関	当該企業型年金に係る企業型記録関連運営管理機関（法第十六条第一項に規定する企業型記録関連運営管理機関をいい、企業年金基金にあっては、移換対象者に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。）	法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関	第二十四条第一項	第五十四条第二項	第七十四条の二第二項
						第二十五条第一項	事業主 その実施する企業型年金 当該企業型年金の資産管理機関	連合会 個人型年金 連合会

(略)
(略)
(略)

第三十八条の二 法第七十四条の三の規定により法第七十四条の二
 第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等又は残余財産
 がある場合について法第二十五条の二の規定を準用する場合には
 、法第七十四条の三の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法
 第二十五条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)						
(略)						
(略)						

第二十六条第一 三号	第五十四条第二項又は 第五十四条の二第二項	第七十四条の二第二 項
---------------	--------------------------	----------------

第三十八条の二 法第七十四条の三の規定により法第七十四条の二
 第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等がある場合に
 ついて法第二十五条の二の規定を準用する場合には、法第七十四
 条の三の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法第二十五条の
 二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
 げる字句に読み替えるものとする。

第一項各号列 記以外の部分	企業型年金規約	第五十六条第三項に 規定する個人型年金 規約
企業型記録関連運営管 理機関等が	企業型記録関連運営管 理機関等が	第六十六条第三項に 規定する個人型記録 関連運営管理機関が
企業型年金加入者	企業型年金加入者	個人型年金加入者
企業型記録関連運営管 理機関等は	個人型記録関連運営 管理機関は	個人型記録関連運営 管理機関は
第二十三条の二第一項	第七十三条において 準用する第二十三条 の二第一項	第七十三条において 準用する第二十三条 の二第一項
企業型年金加入者が	個人型年金加入者が 連合会	個人型年金加入者が 連合会
事業主掛金又は企業型 年金加入者掛金(次号 及び第三項において「 事業主掛金等」という 。)の納付が行われた	第五十五条第二項第 四号に規定する個人 型年金加入者掛金又 は第六十八条の第二 二項に規定する中小	第五十五条第二項第 四号に規定する個人 型年金加入者掛金又 は第六十八条の第二 二項に規定する中小

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二項	第一項第二号	日
企業型年金規約	企業型年金加入者	事業主掛金（以下この条において「個人型年金加入者掛金等」という。）の納付が行われた日（第六十一条第一項の規定により連合会が他の者に運用の指図に基づく運用の方法に係る契約に関する厚生労働省令で定める事務を委託する場合にあつては、当該事務の委託を受けた者が、その個人型年金加入者掛金等に係る個人別管理資産について連合会から移換を受けた日。次号において同じ。）
企業型年金加入者	事業主掛金等	
個人型年金加入者	第二十三条の二第一項	
第五十六条第三項に	第七十三条において準用する第二十三条の二第一項	

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第四十六条の二 (略)

2 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、法第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定による申出をしていない者であつて、法第八十三条第一項の規定により連合会に個人別管理資産を移換されていない企業型年金加入者資格喪失者であるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、これらの規定による個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならぬ。

3 (略)

(法附則第二条の二第一項の脱退一時金の支給要件等)

第三項	及び	規定する個人型年金規約 、同日後に納付される個人型年金加入者掛金等及び
-----	----	--

(個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第四十六条の二 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了したときは、法第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定による個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者(次項において「企業型年金加入者資格喪失者」という。)に説明しなければならない。

2 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、法第五十四条の四、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定による申出をしていない者であつて、法第八十三条第一項の規定により連合会に個人別管理資産を移換されていない企業型年金加入者資格喪失者であるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、これらの規定による個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない。

3 連合会は、連合会移換者(法第五十五条第二項第六号に規定する連合会移換者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。)に対して、厚生労働省令で定めるところにより、個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない。

(法附則第二条の二第一項の脱退一時金の支給要件等)

第五十九条 法附則第二条の二第一項第二号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号及び第五号に掲げる額を合算した額を控除して得た額とする。

一〇四 (略)

五 法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により移換することとなつていた個人別管理資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額

二・三 (略)

(法附則第三条第一項の脱退一時金の支給要件等)

第六十条 法附則第三条第一項第六号の政令で定める期間は、一月以上五年以下とする。

2 法附則第三条第一項第六号の個人別管理資産の額として政令で

第五十九条 法附則第二条の二第一項第二号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号及び第五号に掲げる額を合算した額を控除して得た額とする。

一 脱退一時金の支給を請求した日(以下この項及び次条第二項において「請求日」という。)が属する月の前月の末日における企業型年金の個人別管理資産の額

二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主(企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主及び企業型年金加入者)が拠出することとなつていた掛金であつて、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

三 法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなつていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

四 法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合にあつては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

五 法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により移換することとなつていた個人別管理資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額

二・三 (略)

(法附則第三条第一項の脱退一時金の支給要件等)

第六十条 法附則第三条第一項第三号の政令で定める期間は、一月以上五年以下とする。

2 法附則第三条第一項第三号の個人別管理資産の額として政令で

定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号及び第五号に掲げる額を合算した額を控除した額とする。

一〇四 (略)

五 法第五十四条の四第二項、第五十四条の五第二項若しくは第七十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額

3 法附則第三条第一項第六号の政令で定める額は、二十五万円とする。

4 (略)

5 法附則第三条第一項第六号に規定する通算拠出期間を算定する場合において、同一の月が同時に同号に規定する企業型年金加入者期間（法第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項の規定により算入された法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者

定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号及び第五号に掲げる額を合算した額を控除した額とする。

一 請求日が属する月の前月の末日における個人別管理資産の額
二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主及び企業型年金加入者）が拠出することとなつていた掛金であつて、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

三 法第五十四条第一項若しくは第五十四条の二第一項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなつていた資産又は法第七十四条の二第一項の規定に基づき連合会に移換することとなつていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

四 法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合にあつては、当該規約により事業主に返還されることとなる額
五 法第五十四条の四第二項若しくは第七十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により移換することとなつていた個人別管理資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額

3 法附則第三条第一項第三号の政令で定める額は、二十五万円とする。

4 (略)

5 法附則第三条第一項第三号に規定する通算拠出期間を算定する場合において、同一の月が同時に同号に規定する企業型年金加入者期間（法第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項の規定により算入された法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者

にあつては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）及び同号に規定する個人型年金加入者期間（法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条において準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）の算定の基礎となるときは、その月は、企業型年金加入者期間及び個人型年金加入者期間のうち一の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

6
(略)

にあつては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）及び同号に規定する個人型年金加入者期間（法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条において準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）の算定の基礎となるときは、その月は、企業型年金加入者期間及び個人型年金加入者期間のうち一の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

6
(略)

改 正 案	現 行
<p>（事業主掛金の抛出の方法）</p> <p>第十条の二 事業主掛金の抛出は、企業型年金加入者期間（法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる期間につき、十二月から翌年十一月までの十二月間（企業型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあつてはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあつてはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「企業型掛金抛出単位期間」という。）を単位として抛出するものとする。ただし、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛金抛出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに抛出することができる。</p> <p>（抛出限度額）</p> <p>第十一条 法第二十条の政令で定める額は、企業型年金加入者期間（他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。次条第一項及び第二項において同じ。）の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。</p> <p>一 企業型年金加入者であつて、次に掲げる者（次号並びに第三十六号第四号及び第五号において「他制度加入者」という。）以外のもの 五万五千元</p>	<p>（事業主掛金の抛出の方法）</p> <p>第十条の二 事業主掛金の抛出は、企業型年金加入者期間（法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる期間につき、十二月から翌年十一月までの十二月間（企業型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあつてはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあつてはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下この条及び第十条の四において「企業型掛金抛出単位期間」という。）を単位として抛出するものとする。ただし、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛金抛出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに抛出することができる。</p> <p>（抛出限度額）</p> <p>第十一条 法第二十条の政令で定める額は、企業型年金加入者期間（他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。次条第一項において同じ。）の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。</p> <p>一 企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金の企業型年金加入者（次号において「個人型年金同時加入制限者」という。）であつて、次に掲げる者（以下この条及び第三十六号第四号において「他制度加入者」という。）以外のもの 五万五</p>

イ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

ロ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員（石炭鉱業年金基金が同法第十八条第一項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。）

ハ 確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の加入者（確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第五十四条の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。）

二 企業型年金加入者であつて、他制度加入者であるもの 二万七千五百円

（削る）

（削る）

第十一条の二 第十条の二ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合（十二月から翌年十一月までの十二月間に企業型年金加入者の資格を喪失した後、再び元の企業型年金の企業

千円

イ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（事業主が同法第十四条第一項に規定する学校法人等である場合に限る。）

ロ 事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員（石炭鉱業年金基金が同法第十八条第一項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。）

ハ 事業主が実施している確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の加入者（確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第五十四条の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。）

二 個人型年金同時加入制限者であつて、他制度加入者であるもの 二万七千五百円

三 個人型年金同時加入可能者（企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めている企業型年金の企業型年金加入者をいう。以下同じ。）であつて、他制度加入者以外のもの 三万五千円

四 個人型年金同時加入可能者であつて、他制度加入者であるもの 一万五千五百円

第十一条の二 第十条の二ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合（十二月から翌年十一月までの十二月間に企業型年金加入者の資格を喪失した後、再び元の企業型年金の企業

型年金加入者の資格を取得した者に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金を拠出する場合を含み、企業型年金規約において次のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者に該当しない者（以下この条において「個人型年金同時加入可能者」という。）に該当しない場合に限る。）におけるその拠出することとなった日に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に個人型年金同時加入可能者に該当する期間がある場合にあつては、当該期間に係る当該各号に定める額を除く。）を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に個人型年金同時加入可能者に該当する期間がある場合にあつては、当該期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額を除く。）の総額を控除した額を超えてはならない。

一 事業主掛金を、企業型掛金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法以外の方法により拠出すること。

二 各企業型年金加入者に係る事業主掛金を、この項の規定により、事業主掛金を拠出する日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えて拠出すること。

2 | 第十条の二ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合（個人型年金同時加入可能者に該当する場合に限る。）におけるその拠出することとなった日に係る事業主掛金又は企業

型年金加入者の資格を取得した者に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額の総額を控除した額を超えてはならない。

（新設）

型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

3| 第一項の「拠出区分期間」とは、第十条の二ただし書又は第十条の四ただし書の規定により区分した期間をいう。

(個人型年金に係る規約の承認の基準のその他の要件)

第二十九条 法第五十六条第一項第五号(法第五十七条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 個人型年金加入者掛金の額については、第三十六条各号に掲げる個人型年金加入者の区分の変更に伴い変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第三十五条第一号イに規定する個人型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

四 中小事業主が法第六十八条の二第一項の規定により中小事業主掛金を拠出することを定める場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ 中小事業主掛金の額は、中小事業主掛金を拠出することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合を除き、第三十五条第一号イに規定する個人型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

五〇八 (略)

2| 前項の「拠出区分期間」とは、第十条の二ただし書又は第十条の四ただし書の規定により区分した期間をいう。

(個人型年金に係る規約の承認の基準のその他の要件)

第二十九条 法第五十六条第一項第五号(法第五十七条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 個人型年金加入者掛金の額については、第三十六条各号に掲げる個人型年金加入者の区分の変更に伴い変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

四 中小事業主が法第六十八条の二第一項の規定により中小事業主掛金を拠出することを定める場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ 中小事業主掛金の額は、中小事業主掛金を拠出することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合を除き、第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

五〇八 (略)

(法第六十二条第一項第二号の政令で定める者)

第三十四条の二 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者以外の企業型年金加入者であつて、企業型年金規約において第十一条の二第一項各号のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者とする。

(政令で定める年金である給付)

第三十四条の三 (略)

(個人型年金加入者掛金の拠出の方法)

第三十五条 個人型年金加入者掛金の拠出の方法は、次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める方法とする。

一 第三十六条第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる者次に掲げるいずれかの方法

イ 個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間(国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第八十八条の二、第八十九条第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。))又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第三十六条第一号において「国民年金保険料納付月」という。)に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。)につき、十二月から翌年十一月までの十二月間(個人型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあつてはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあつてはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下この条及び次条第一項において「個人型掛金拠出単位期間」という。)を単位として拠出する方

(新設)

(政令で定める年金である給付)

第三十四条の二 (略)

(個人型年金加入者掛金の拠出の方法)

第三十五条 個人型年金加入者掛金の拠出は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間(国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第八十八条の二、第八十九条第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。))又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第三十六条第一号において「国民年金保険料納付月」という。)に限る。以下この条及び次条第一項において「個人型掛金拠出単位期間」という。)を単位として拠出するものとする。ただし、個人型年金規約で定めるところにより、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができる。

法

ロ 個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型年金規約で定めるところにより、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出する方法

二 第三十六条第三号又は第四号に掲げる者 個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法

(中小事業主掛金の拠出の方法)

第三十五条の二 中小事業主掛金の拠出は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型年金加入者掛金の拠出に
応じて、個人型掛金拠出単位期間を単位として拠出することとする。ただし、個人型年金規約で定めるところにより、前条第一号
ロに掲げる方法による個人型年金加入者掛金の拠出に
応じて、同
号ロの区分した期間ごとに拠出することができる。

2 (略)

(拠出限度額)

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計

(中小事業主掛金の拠出の方法)

第三十五条の二 中小事業主掛金の拠出は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型年金加入者掛金の拠出に
応じて、個人型掛金拠出単位期間を単位として拠出することとする。ただし、個人型年金規約で定めるところにより、前条ただし
書の規定による個人型年金加入者掛金の拠出に
応じて、同
条ただし
書の規定により区分した期間ごとに拠出することができる。

2

中小事業主は、中小事業主掛金の額を決定し、若しくは変更する場合又は中小事業主掛金を拠出しないこととする場合は、その使用する厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（法第六十二条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

(拠出限度額)

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計

した額とする。

一 (略)

二 法第六十九条に規定する第二号加入者(次号から第五号までにおいて「第二号加入者」という。)であつて、次号から第五号までに掲げる者以外のもの 二万三千円

三 第二号加入者であつて、企業型年金加入者であるもの(次号に掲げる者を除く。) 二万円(事業主掛金の拠出に係る月であつて、当該事業主掛金の額が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該事業主掛金の額から三万五千円を控除した額を控除した額)

四 第二号加入者であつて、企業型年金加入者であるもの(他制度加入者である者に限る。) 一万二千円(事業主掛金の拠出に係る月であつて、当該事業主掛金の額が一万五千五百円を上回るときは、一万二千円から、当該事業主掛金の額から一万五千五百円を控除した額)

五 第二号加入者であつて、企業型年金加入者でないもの(他制度加入者である者に限る。)又は厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者であるもの 一万二千円

六 (略)

第三十六条の二 第三十五条第一号ロに掲げる方法により個人型年

した額とする。

一 法第六十九条に規定する第一号加入者及び第四号加入者 六万八千円(国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあつては、六万八千円から当該保険料又は掛金の額(その額が六万八千円を上回るときは、六万八千円)を控除した額)(国民年金保険料納付月以外の月にあつては、零円)

二 法第六十九条に規定する第二号加入者(次号及び第四号において「第二号加入者」という。)であつて、次号及び第四号に掲げる者以外のもの 二万三千円

三 第二号加入者であつて、個人型年金同時加入可能者であるもの(次号に掲げる者を除く。) 二万円

(新設)

四 第二号加入者であつて、他制度加入者であるもの又は厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者であるもの 一万二千円

五 法第六十九条に規定する第三号加入者 二万三千円

第三十六条の二 第三十五条ただし書の規定により個人型年金加入

金加入者掛金を拠出する場合又は第三十五条の二第一項ただし書の規定により中小事業主掛金を拠出する場合（十二月から翌年十一月までの十二月間に個人型年金加入者の資格を喪失した後、再び個人型年金加入者の資格を取得した者に係る個人型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る個人型年金加入者掛金又は中小事業主掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあつては、当該拠出区分期間に係る同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて同条第三号又は第四号に定める額を除く。）を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に係る、当該拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額を除く。）の総額を控除した額を超えてはならない。

2 第三十五条第二号に定める方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合におけるその拠出することとなった日に係る個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて同条第三号又は第四号に定める額を超えてはならない。

3 第一項の「拠出区分期間」とは、第三十五条第一号ロ又は第二

者掛金を拠出する場合又は第三十五条の二第一項ただし書の規定により中小事業主掛金を拠出する場合（十二月から翌年十一月までの十二月間に個人型年金加入者の資格を喪失した後、再び個人型年金加入者の資格を取得した者に係る個人型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る個人型年金加入者掛金又は中小事業主掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額の総額を控除した額を超えてはならない。

（新設）

2 前項の「拠出区分期間」とは、第三十五条ただし書の規定によ

号の区分した期間をいう。

（企業型年金加入者となった者の個人型年金加入者の資格の喪失）
第四十五条の三 個人型年金加入者が、企業型年金加入者の資格を取得した場合であつて、法第八十条第一項の規定により企業型年金の資産管理機関に個人型年金の個人別管理資産を移換するときは、当該企業型年金加入者の個人型年金加入者の資格は、当該企業型年金の企業型年金加入者となった日に喪失するものとする。ただし、当該企業型年金加入者が企業型年金の資産管理機関に当該個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出たときは、この限りでない。

り区分した期間をいう。

（個人型年金同時加入可能者となった者の個人型年金加入者の資格の喪失）
第四十五条の三 個人型年金加入者が、個人型年金同時加入可能者の資格を取得した場合であつて、法第八十条第一項の規定により企業型年金の資産管理機関に個人型年金の個人別管理資産を移換するときは、当該個人型年金同時加入可能者の個人型年金加入者の資格は、当該企業型年金の企業型年金加入者となった日に喪失するものとする。ただし、当該個人型年金同時加入可能者が企業型年金の資産管理機関に当該個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出たときは、この限りでない。

改正案	現行
<p>（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）</p> <p>第六十九条 法第三十条第三項第一号（退職所得）に規定する政令で定める勤続年数は、次に定めるところにより計算した勤続年数とする。</p> <p>一 法第三十条第一項に規定する退職手当等（法第三十一条（退職手当等とみなす一時金）の規定により退職手当等とみなされるもの（次号及び第三号並びに次条第三項において「退職一時金等」という。）を除く。以下この条並びに次条第一項及び第二項において「退職手当等」という。）については、退職手当等の支払を受ける居住者（以下この号において「退職所得者」という。）が退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となつた退職の日まで引き続き勤務した期間（以下この項において「勤続期間」という。）により勤続年数を計算する。ただし、イからハまでに規定する場合に該当するときは、それぞれイからハまでに定めるところによる。</p> <p>イ〜ハ（略）</p>	<p>（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）</p> <p>第六十九条 法第三十条第三項第一号（退職所得）に規定する政令で定める勤続年数は、次に定めるところにより計算した勤続年数とする。</p> <p>一 法第三十条第一項に規定する退職手当等（法第三十一条（退職手当等とみなす一時金）の規定により退職手当等とみなされるもの（次号及び第三号並びに次条第三項において「退職一時金等」という。）を除く。以下この条並びに次条第一項及び第二項において「退職手当等」という。）については、退職手当等の支払を受ける居住者（以下この項において「退職所得者」という。）が退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となつた退職の日まで引き続き勤務した期間（以下この項において「勤続期間」という。）により勤続年数を計算する。ただし、イからハまでに規定する場合に該当するときは、それぞれイからハまでに定めるところによる。</p> <p>イ 退職所得者が退職手当等の支払者の下において就職の日から退職の日までに一時勤務しなかつた期間がある場合には、その一時勤務しなかつた期間前にその支払者の下において引き続き勤務した期間を勤続期間に加算した期間により勤続年数を計算する。</p> <p>ロ 退職所得者が退職手当等の支払者の下において勤務しなかつた期間に他の者の下において勤務したことがある場合において、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎</p>

二 退職一時金等については、組合員等であつた期間（退職一時金等の支払金額の計算の基礎となつた期間（当該退職一時金等の支払金額のうちに次に掲げる金額が含まれている場合には、当該金額の計算の基礎となつた期間を含む。）をいい、当該期間の計算が時の経過に従つて計算した期間によらず、これに一定の期間を加算して計算した期間によつている場合には、その加算をしなかつたものとして計算した期間をいう。ただし、当該退職一時金等が第七十二条第三項第七号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当する場合には、当該支払金額の計算の基礎となつた期間は、当該支払金額の計算の基礎となつた確定拠出年金法第三十三条第二項第一号（支給要件）に規定する企業型年金加入者期間（同法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて納付した同法第三条第三項第七号（規約の承認）に規定する事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、同法第五十四条第二項

とする期間のうちに当該他の者の下において勤務した期間を含めて計算するときは、当該他の者の下において勤務した期間を勤続期間に加算した期間により勤続年数を計算する。

ハ 退職所得者が退職手当等の支払者から前に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間の末日以前の期間は、勤続期間又はイ若しくはロの規定により加算すべき期間に含まれないものとして、勤続期間の計算又はイ若しくはロの計算を行う。ただし、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、当該前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間を含めて計算する場合には、当該期間は、これらの期間に含まれるものとしてこれらの計算を行うものとする。

二 退職一時金等については、組合員等であつた期間（退職一時金等の支払金額の計算の基礎となつた期間（当該退職一時金等の支払金額のうちに次に掲げる金額が含まれている場合には、当該金額の計算の基礎となつた期間を含む。）をいい、当該期間の計算が時の経過に従つて計算した期間によらず、これに一定の期間を加算して計算した期間によつている場合には、その加算をしなかつたものとして計算した期間をいう。ただし、当該退職一時金等が第七十二条第三項第六号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当する場合には、当該支払金額の計算の基礎となつた期間は、当該支払金額の計算の基礎となつた確定拠出年金法第三十三条第二項第一号（支給要件）に規定する企業型年金加入者期間（同法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて納付した同法第三条第三項第七号（規約の承認）に規定する事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、同法第五十四条第二項

(他の制度の資産の移換)又は第五十四条の二第二項(脱退一時金相当額の移換)の規定により同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間及び当該企業型年金加入者期間に準ずるものとして財務省令で定める期間を含む。以下この号において「企業型年金加入者期間等」という。)と、当該計算の基礎となつた同条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間(同法第五十六条第三項(承認の基準等)に規定する個人型年金規約に基づいて納付した同法第五十五条第二項第四号(規約の承認)に規定する個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、同法第七十四条の二第二項(脱退一時金相当額等又は残余財産の移換)の規定により同法第七十三条(企業型年金に係る規定の準用)において準用する同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間及び当該個人型年金加入者期間に準ずるものとして財務省令で定める期間を含む。)のうち企業型年金加入者期間等と重複していない期間とを合算した期間をいう。次号において同じ。)

イ(略)

(他の制度の資産の移換)又は第五十四条の二第二項(脱退一時金相当額の移換)の規定により同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間及び当該企業型年金加入者期間に準ずるものとして財務省令で定める期間を含む。以下この号において「企業型年金加入者期間等」という。)と、当該計算の基礎となつた同条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間(同法第五十六条第三項(承認の基準等)に規定する個人型年金規約に基づいて納付した同法第五十五条第二項第四号(規約の承認)に規定する個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、同法第七十四条の二第二項(脱退一時金相当額等の移換)の規定により同法第七十三条(企業型年金に係る規定の準用)において準用する同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間及び当該個人型年金加入者期間に準ずるものとして財務省令で定める期間を含む。)のうち企業型年金加入者期間等と重複していない期間とを合算した期間をいう。次号において同じ。)

イ 中小企業退職金共済法第三十条第一項(退職金相当額の受入れ等)の受入れに係る金額、同法第三十一条の二第六項(退職金共済事業を廃止した団体からの受入れ金額の受入れ等)において準用する同条第一項の受入れに係る金額又は同法第三十一条の三第六項(資産管理運用機関等からの移換額の移換等)において準用する同条第一項の移換に係る金額

ロ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)附則第三十六条第七項(解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付)において準用する

三 (略)
2・3 (略)

(退職所得控除額の計算の特例)

第七十条 法第三十条第六項第一号(退職所得)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に定める金額とする。

一 (略)

二 その年の前年以前四年内(その年に第七十二条第三項第七号(退職手当等とみなす一時金)に掲げる一時金の支払を受ける場合には、十九年内。以下この号において同じ。)に退職手当等(前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。)の

同条第一項の規定による申出に従い交付された額

ハ 第七十三条第一項第八号ロ(特定退職金共済団体の要件)に規定する退職金に相当する額、同号ニに規定する退職給付金に相当する額又は同号ホに規定する引継退職給付金に相当する額

三 (略)
2・3 (略)

(退職所得控除額の計算の特例)

第七十条 法第三十条第六項第一号(退職所得)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に定める金額とする。

一 第六十九条第一項第一号ロ(退職所得控除額に係る勤続年数の計算)に規定する場合に該当し、かつ、同号ロに規定する他の者から前に退職手当等(法第三十条第一項に規定する退職手当等をいう。以下第七十一条の二(一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算)までにおいて同じ。)の支払を受けている場合又は同号ハただし書に規定する場合に該当する場合 当該他の者から前に支払を受けた退職手当等又は同号ハただし書に規定する前に支払を受けた退職手当等につき第六十九条第一項各号の規定により計算した期間を法第三十条第三項の勤続年数とみなして同項の規定を適用して計算した金額

二 その年の前年以前四年内(その年に第七十二条第三項第六号(退職手当等とみなす一時金)に掲げる一時金の支払を受ける場合には、十四年内。以下この号において同じ。)に退職手当等(前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。)の

支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合において、その年に支払を受けた退職手当等につき第六十九条第一項各号の規定により計算した期間の基礎となつた勤続期間等（同項第三号に規定する勤続期間等をいう。以下この条において同じ。）の一部がその年の前年以前四年内に支払を受けた退職手当等（次項において「前の退職手当等」という。）に係る勤続期間等（次項において「前の勤続期間等」という。）と重複している場合、その重複している部分の期間を法第三十条第三項の勤続年数とみなして同項の規定を適用して計算した金額

2・3 (略)

(退職手当等とみなす一時金)
第七十二条 (略)

2 (略)

支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合において、その年に支払を受けた退職手当等につき第六十九条第一項各号の規定により計算した期間の基礎となつた勤続期間等（同項第三号に規定する勤続期間等をいう。以下この条において同じ。）の一部がその年の前年以前四年内に支払を受けた退職手当等（次項において「前の退職手当等」という。）に係る勤続期間等（次項において「前の勤続期間等」という。）と重複している場合、その重複している部分の期間を法第三十条第三項の勤続年数とみなして同項の規定を適用して計算した金額

2・3 (略)

(退職手当等とみなす一時金)

第七十二条 法第三十一条第一号（退職手当等とみなす一時金）に規定する政令で定める一時金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる一時金とする。

- 一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五条（船員保険法の一部改正）の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく一時金
 - 二 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則の規定に基づく一時金
 - 三 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第三十条（特例一時金の支給）の規定に基づく一時金（同条第一項第一号に掲げる者に対して支給するものに限る。）
- 2 法第三十一条第二号に規定する政令で定める一時金（これに類する給付を含む。）は、平成二十五年厚生年金等改正法第一条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険

-
- 3 法第三十一条第三号に規定する政令で定める一時金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる一時金とする。
- 一～四 (略)

法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金で平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十二号（定義）に規定する厚生年金基金の加入員（次項第五号において「加入員」という。）の退職に基因して支払われるものとする。

- 3 法第三十一条第三号に規定する政令で定める一時金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる一時金とする。

一 特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支給される一時金で、当該制度に係る被共済者の退職により支払われるもの

二 独立行政法人勤労者退職金共済機構が中小企業退職金共済法第十条第一項（退職金）、第三十条第二項（退職金相当額の受入れ等）又は第四十三条第一項（退職金）の規定により支給するこれらの規定に規定する退職金

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が支給する次に掲げる一時金

イ 法第七十五条第二項第一号（小規模企業共済等掛金控除）に規定する契約（以下この号において「小規模企業共済契約」という。）に基づいて支給される小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第一項（共済金）に規定する共済金

ロ 小規模企業共済法第二条第三項（定義）に規定する共済契約者で年齢六十五歳以上であるものが同法第七条第三項（契約の解除）の規定により小規模企業共済契約を解除したことにより支給される同法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金

ハ 小規模企業共済法第七条第四項の規定により小規模企業共済契約が解除されたものとみなされたことにより支給される

五 次に掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金で、加入員、確定給付企業年金法第二十五条第一項（加入者）に規定する加入者又は確定拠出年金法第二条第八項（定義）に規定する企業型年金加入者（次号において「企業型年金加入者」という。）の退職により支払われるもの（確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて拠出された掛金のうちに当該加入者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

イ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十二条第三項（基金中途脱退者に係る措置）、第四十三条第三項（解散基金加入員等に係る措置）、第四十六条第三項（確定給付企業年金中途脱退者に係る措置）、第四十七条第三項（終了制度加入者等に係る措置）、第四十九条の二第一項（企業型年金加入者であつた者に係る措置）又は第七十五条第二項（解散存続連合会の残余財産の連合会への交付）の規定

ロ・ハ （略）

同法第十二条第一項に規定する解約手当金

四 法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金で、その一時金が支給される基因となつた勤務をした者の退職により支払われるもの（当該契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうちに当該勤務をした者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

五 次に掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金で加入員又は確定給付企業年金法第二十五条第一項（加入者）に規定する加入者の退職により支払われるもの（同法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて拠出された掛金のうちに当該加入者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

イ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十二条第三項（基金中途脱退者に係る措置）、第四十三条第三項（解散基金加入員等に係る措置）、第四十六条第三項（確定給付企業年金中途脱退者に係る措置）、第四十七条第三項（終了制度加入者等に係る措置）又は第七十五条第二項（解散存続連合会の残余財産の連合会への交付）の規定

ロ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第一項（確定給付企業年金中途脱退者等に係る措置に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正

六| 確定給付企業年金法第九十一条の二十三第一項（企業型年金

加入者であつた者に係る措置）の規定に基づいて支給を受ける

一時金で、企業型年金加入者の退職により支払われるもの

七| 九| （略）

（公的年金等とされる年金）

第八十二条の二（略）

2 法第三十五条第三項第三号に規定する政令で定める年金（これ

）の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の二
第三項（中途脱退者に係る措置）の規定

ハ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第二項の規
定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚
生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年
金法第九十一条の三第三項（終了制度加入者等に係る措置）
の規定

（新設）

六| 確定拠出年金法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企
業型年金規約又は同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規
定する個人型年金規約に基づいて同法第二十八条第一号（給付
の種類）（同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）に
おいて準用する場合を含む。）に掲げる年齢給付金として支給
される一時金

七| 独立行政法人福祉医療機構が社会福祉施設職員等退職手当共
済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第七条（退職手当金の
支給）の規定により支給する同条に規定する退職手当金

八| 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で法第三十一
条第一号及び第二号に規定する法律の規定による社会保険又は
共済に関する制度に類するものに基づいて支給される一時金で
、当該制度に係る被保険者又は被共済者の退職により支払われ
るもの

（公的年金等とされる年金）

第八十二条の二（略）

2 法第三十五条第三項第三号に規定する政令で定める年金（これ

に類する給付を含む。)は、次に掲げる給付とする。

一 第七十二条第三項第一号又は第九号(退職手当等とみなす一時金)に規定する制度に基づいて支給される年金(これに類する給付を含む。)

二 二六 (略)

3・4 (略)

(生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)

第百八十三条 (略)

2 生命保険契約等に基づく一時金(法第三十一条各号(退職手当等とみなす一時金)に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 (略)

二 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金(第八十二条の三第一項第二号イからイまでに掲げる資産及び確定拠出年金法第五十四条第一項(他の制度の資産の移換)、第五十四条の第二項(脱退一時金相当額等の移換)又は第七十四条の第二項(脱退一時金相当額等又は残余財産の移換)の規定により移換された同法第十二条第二項(定義)に規定する個人別管理資産に充てる資産を含む。第四項において同じ。)の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額、企業型年金加入者掛金又は個人

に類する給付を含む。)は、次に掲げる給付とする。

一 第七十二条第三項第一号又は第八号(退職手当等とみなす一時金)に規定する制度に基づいて支給される年金(これに類する給付を含む。)

二 二六 (略)

3・4 (略)

(生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)

第百八十三条 (略)

2 生命保険契約等に基づく一時金(法第三十一条各号(退職手当等とみなす一時金)に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 当該一時金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額で、当該一時金とともに又は当該一時金の支払を受けた後に支払を受けるものは、その年分の一時所得に係る総収入金額に算入する。

二 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金(第八十二条の三第一項第二号イからイまでに掲げる資産及び確定拠出年金法第五十四条第一項(他の制度の資産の移換)、第五十四条の第二項(脱退一時金相当額等の移換)又は第七十四条の第二項(脱退一時金相当額等の移換)の規定により移換された同法第十二条第二項(定義)に規定する個人別管理資産に充てる資産を含む。第四項において同じ。)の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額、企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者

型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

イ、ホ (略)

掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

イ 旧厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金（第七十二条第二項（退職手当等とみなす一時金）に規定するものを除く。）に係る同項に規定する加入員の負担した掛金

ロ 確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金（法第三十一条第三号に掲げるものを除く。）の額に第八十二条の三第一項第二号イからリまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る法第三十一条第三号に規定する加入者が負担した金額

ハ 第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金（同号に掲げるものを除く。）の額に第八十二条の三第一項第二号イからリまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る第七十二条第三項第五号に規定する加入者が負担した金額

ニ 小規模企業共済法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金（第七十二条第三項第三号ロ及びハに掲げるものを除く。）に係る同号イに規定する小規模企業共済契約に基づく掛金

ホ 確定拠出年金法附則第二条の二第二項及び第三条第二項（脱退一時金）に規定する脱退一時金に係る同法第三条第三項第七号の二（規約の承認）に規定する企業型年金加入者掛金及び同法第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金

三 当該生命保険契約等が一時金のほか年金を支払う内容のものである場合には、前号に規定する保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から、当該保険料又は掛金の総額に前項第三号に規定する割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する金額とする。

3 前二項に規定する生命保険契約等とは、次に掲げる契約又は規約をいう。

一 生命保険契約（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約をいう。第三号ロ及び次条第一項において同じ。）、「旧簡易生命保険契約（第三十条第一号（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に規定する旧簡易生命保険契約をいう。）及び生命共済に係る契約

二 第七十三条第一項第一号（特定退職金共済団体の要件）に規定する退職金共済契約

三 退職年金に関する次に掲げる契約

イ 信託契約

ロ 生命保険契約

ハ 生命共済に係る契約

四 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約

五 法第七十五条第二項第一号（小規模企業共済等掛金控除）に規定する規約

六 確定拠出年金法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約及び同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約

4 第一項及び第二項に規定する保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から次に掲げる金額を

控除して計算するものとする。

一 第七十五条第一項（特定退職金共済団体の承認の取消し等）の規定による承認の取消しを受けた法人又は同条第三項の規定により承認が失効をした法人に対し前項第二号に掲げる退職金共済契約に基づき支出した掛金、確定給付企業年金法第百二条第三項若しくは第六項（事業主等又は連合会に対する監督）の規定による承認の取消しを受けた当該取消しに係るこれらの規定に規定する規約型企業年金に係る規約に基づき支出した掛金又は同項の規定による解散の命令を受けた同項に規定する基金の同法第十一条第一項（基金の規約で定める事項）に規定する規約に基づき支出した掛金及び法人税法施行令附則第十八条第一項（適格退職年金契約の承認の取消し）の規定による承認の取消しを受けた第七十六条第二項第一号（退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）に規定する信託会社等に対し当該取消しに係る同号に規定する契約に基づき支出した掛金又は保険料のうち、これらの取消し若しくは命令を受ける前又は当該失効前に支出したものの額（次号に該当するものを除くものとし、これらの掛金又は保険料の額のうち、法第三十一条第三号若しくは第三十五条第三項第三号若しくは第七十二条第三項第五号若しくは第八十二条の二第二項第五号（公的年金等とされる年金）に規定する加入者の負担した金額（当該金額に第八十二条の三第一項第二号イからリまでに掲げる資産に係る当該加入者が負担した部分に相当する金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額）又は第七十二条第三項第四号若しくは第八十二条の二第二項第四号に規定する勤務をした者の負担した金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。）

二 次に掲げる保険料又は掛金（第六十五条（不適格退職金共済

契約等に基づく掛金の取扱い)の規定により給与所得に係る収入金額に含まれるものを除く。)の額

イ 第七十六条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる給付に係る保険料又は掛金

ロ 旧厚生年金保険法第九章の規定に基づく一時金(第七十二条第二項に規定するものを除く。)に係る掛金(当該掛金の額のうち同項に規定する加入員の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。)

ハ 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金(法第三十一条第三号に掲げるものを除く。)に係る掛金(当該掛金の額のうち同号に規定する加入者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。)

ニ 法人税法附則第二十条第三項(退職年金等積立金に対する法人税の特例)に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金(第七十二条第三項第四号に掲げるものを除く。)に係る掛金又は保険料(当該掛金又は保険料の額のうち同号に規定する勤務をした者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。)

ホ 第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金(同号に掲げるものを除く。)に係る掛金(当該掛金の額のうち同号に規定する加入者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。)

ヘ 確定拠出年金法附則第二条の二第二項及び第三条第二項に規定する脱退一時金に係る掛金(当該掛金の額のうち、同法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金の額又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金

加入者掛金の額がある場合には、これらの金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

ト 中小企業退職金共済法第十六条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金又は第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体が行うこれに類する給付に係る掛金

三 事業を営む個人又は法人が当該個人のものに係る使用人又は当該法人の使用人（役員を含む。次条第三項第一号において同じ。）のために支出した当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金で当該個人のものに係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるもののうち、これらの使用人の給与所得に係る収入金額に含まれないものの額（前二号に掲げるものを除く。）

四 当該年金の支払開始の前日又は当該一時金の支払の前日に当該生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって当該保険料若しくは掛金の払込みに充てた場合における当該剰余金又は割戻金の額

（国内に源泉がある給与、報酬又は年金の範囲）

第二百八十五条（略）

2 法第六十一条第一項第十二号ロに規定する政令で定める公的年金等は、第七十二条第三項第九号（退職手当等とみなす一時金）に規定する制度に基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）とする。

3（略）

加入者掛金の額がある場合には、これらの金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

ト 中小企業退職金共済法第十六条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金又は第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体が行うこれに類する給付に係る掛金

三 事業を営む個人又は法人が当該個人のものに係る使用人又は当該法人の使用人（役員を含む。次条第三項第一号において同じ。）のために支出した当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金で当該個人のものに係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるもののうち、これらの使用人の給与所得に係る収入金額に含まれないものの額（前二号に掲げるものを除く。）

四 当該年金の支払開始の前日又は当該一時金の支払の前日に当該生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって当該保険料若しくは掛金の払込みに充てた場合における当該剰余金又は割戻金の額

（国内に源泉がある給与、報酬又は年金の範囲）

第二百八十五条（略）

2 法第六十一条第一項第十二号ロに規定する政令で定める公的年金等は、第七十二条第三項第八号（退職手当等とみなす一時金）に規定する制度に基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）とする。

3（略）